

◆消費税増税対策～連載記事シリーズ 11 回目～

変更となる事務処理

軽減税率制度導入によって、事務処理の変更が必要になります。自社(自店)の中でどの事務処理を変更する必要があるのか確認し、対策を検討しましょう。特に、軽減税率の対象品目(飲食料品等)を扱う事業者は、レジの入替や受発注システムの改修が必要になる可能性があるため、早めの対策が重要です。(①仕入・支払の際の確認事項の例、②販売の際の確認事項の例があります。今号で①、次号で②をご紹介します。)

① 仕入・支払の際の確認事項の例

軽減税率制度導入後は、仕入・支払の際に複数の税率が混在します。

お弁当屋さんの例仕入にかかる消費税率は、8%と10%が混在。

肉：8%、野菜：8%、コメ：8%、酒：10%、容器：10%、水道代・光熱費 10%

- 仕入・支払**
- ・支払先ごとに納品書と請求書の各品目の税率・請求金額に誤りが無いか確認
 - ・税率がわからない場合は、仕入先に確認し、自社で税率を請求書に記載

すべての
事業者に影響

企業が会議用に購入するお弁当屋やお茶、取引先への贈答用菓子、週2回以上発行の新聞の定期購読にかかる消費税率は8%です。



円滑な事務処理や販売のために

売上・仕入を税率毎ごとに区分し、正しい経理処理が必要になります。また請求書や領収書も区分記載が必要になってきます。その対応としてレジの入替えや受発注システムの改修と会計システムの新規導入などを検討しましょう。また、正しい記帳や経理処理の実施、税率の問合せやクレームに対応するための従業員教育も早めに準備をしましょう。

◆インスタを楽しみながらビジネス活用～インスタグラム活用セミナー～

【日時】令和元年7月17日(水)14:00～16:00

【講師】(株)アサソフラ 代表取締役 古川 麻水 氏

【内容】①『インスタグラム』って何？②まずははじめてみよう！③まずはフォロワー1,000人超を目指そう！④フォロワー1,000人超で有名人に！⑤分析！フォロワーを増やすには？⑥インスタ映えする写真を撮ろう！⑦インスタビジネス活用法

【場所】鳥栖商工会議所2階研修室 【参加料】無料

【申込先】受講申込書に必要事項をご記入の上、当所へFAXして下さい。

◇7月の無料相談日のご案内*予約制ですので、ご希望の方は事前に、ご連絡下さい。

税務相談	7月 3日(水)・17日(水) 派遣税理士(松永税理士)
金融相談	7月 5日(金) 日本政策金融公庫国民生活事業
	7月17日(水) 佐賀県信用保証協会
法律相談	7月12日(金) 行政書士会、7月19日(金) 司法書士会
	7月26日(金) 県弁護士会
事業承継相談	7月25日(木) 佐賀県事業引継ぎ支援センター

※事業承継相談は、奇数月の第4木曜日に開催します。